

定期報告制度について


国土交通省 住宅局建築指導課

平成27年9月

定期報告・点検の時期について①

1. 定期報告（民間建築物等）

種 別	時 期	特 例
建築物	おおむね6月～3年までの間隔において 特定行政庁が定める時期	・新築又は改築（一部の改築を除く。）の検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
建築設備 ・ 昇降機 ・ 工作物	おおむね6月～1年まで※ ¹ の間隔において 特定行政庁が定める時期	・検査済証の交付を受けた直後の時期を除く
防火設備	おおむね6月～1年までの間隔において特 定行政庁が定める時期※ ²	・検査済証の交付を受けた直後の時期を除く

 : 現行どおり

 : 新設


※ 1 国土交通大臣が定める検査の項目については1年～3年まで

※ 2 施行日以降最初の検査の時期については3年以内とすることを検討中

定期報告・点検の時期について②

2. 定期点検（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物）

種 別	時 期	特 例
建築物	3年以内ごと	・ 検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、その日から起算して6年以内
建築設備 ・ 昇降機 ・ 工作物	1年以内ごと※1	・ 検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、その日から起算して2年以内※2
防火設備	1年以内ごと※3	・ 検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、その日から起算して2年以内

 : 現行どおり

 : 新設

※1 国土交通大臣が定める点検の項目については3年以内ごと

※2 国土交通大臣が定める点検の項目については6年以内

※3 施行日以降最初の点検の時期については3年以内とすることを検討中

台帳の記載事項

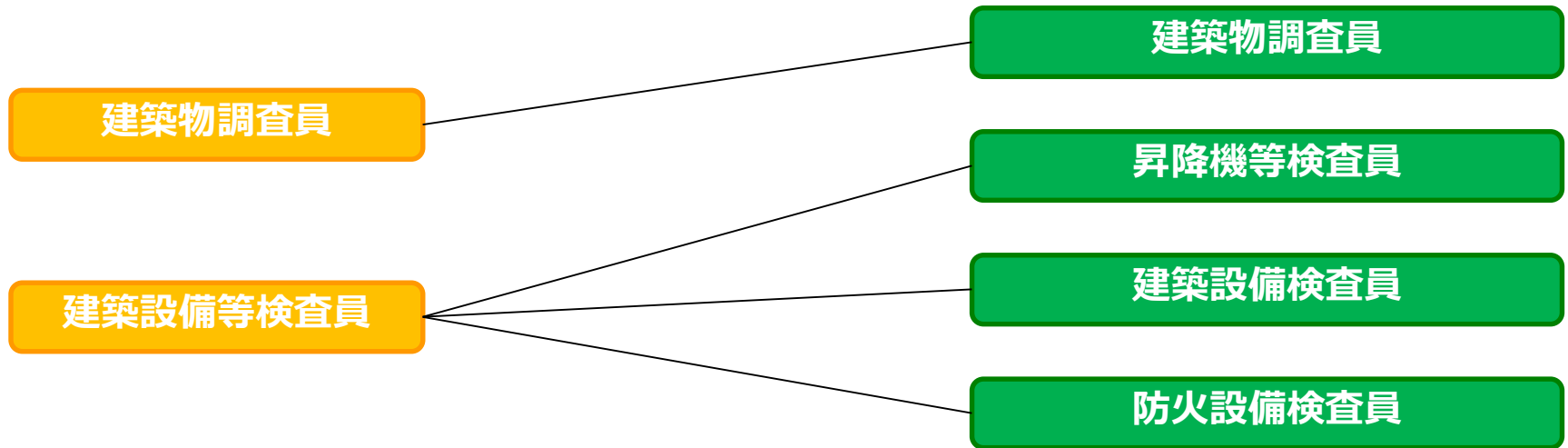
種 別	台帳に記載すべき事項
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築計画概要書（付近見取り図・配置図を除く。）に記載すべき事項 ・ 定期調査報告概要書に記載すべき事項 ・ 処分等概要書に記載すべき事項 ・ 全体計画概要書に記載すべき事項 ・ その他特定行政庁が必要と認める事項 <p style="text-align: right;">など</p>
建築設備 ・ 昇降機 ・ 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請書・計画通知書（建築設備）に記載すべき事項 ・ 定期検査報告概要書に記載すべき事項 ・ 処分等概要書に記載すべき事項 ・ その他特定行政庁が必要と認める事項 <p style="text-align: right;">など</p>
防火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期検査報告概要書に記載すべき事項 ・ 処分等概要書に記載すべき事項 ・ その他特定行政庁が必要と認める事項 <p style="text-align: right;">など</p>





 : 現行どおり

 : 新設

※ いずれの台帳も建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで保存

調査員・検査員の種別



資格の種別		講習
建築物調査員		登録建築物調査員講習
建築設備検査員		登録建築設備検査員講習
防火設備検査員		登録防火設備検査員講習
昇降機等検査員		登録昇降機等検査員講習

各講習における登録講習機関の要件について

講師に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準適合判定資格者 ・ 建築物調査員の講習にあつては建築物調査員、建築設備検査員の講習にあつては建築設備検査員、防火設備検査員の講習にあつては防火設備検査員、昇降機等検査員の講習にあつては昇降機等検査員 ・ 大学等において建築学その他の登録講習事務に関する科目を担当する教授・准教授（教授・准教授であった者を含む） ・ 建築学その他の登録講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ・ 建築行政に関する実務の経験を有する者 ・ 上記と同等以上の知識及び経験を有する者
不適格要件	<p>調査検査業者に支配されているものとして次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が株式会社である場合に、調査検査業者がその親法人である場合 ・ 申請者の役員に占める調査検査業者の役員又は職員の割合が 1 / 2 を超えている場合 ・ 申請者が調査検査業者の役員又は職員である場合
講習に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講要件（P6、7参照）に該当する者であることを受講資格とすること ・ 講習を毎年1回以上行うこと ・ 講習は、講義（防火設備検査員においては実技講習を含む）及び修了考査により行うこと ・ 国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと ・ 講師は、受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること ・ 修了考査は、必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること ・ 講習の実施日時・場所等の必要な事項を公示すること ・ 不正な受講を防止するための措置を講じること ・ 修了考査の問題、合格基準を公表すること ・ 修了考査の合格者に対し、修了証書を交付すること
講義に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ P8、9 参照

防火設備登録講習において、赤字部分について、他の登録講習と異なる取扱い

受講資格について①

受講要件	
建築物調査員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学※卒業後、建築に関して2年以上の実務経験 ・ 短期大学（修業年限3年）※卒業後、建築に関して3年以上の実務経験 ・ 短期大学（上記以外）又は高等専門学校※卒業後、建築に関して4年以上の実務経験 ・ 高等学校又は中等教育学校※卒業後、建築に関して7年以上の実務経験 ・ 建築に関して11年以上の実務経験 ・ 建築行政に関して2年以上の実務経験 ・ 火災予防業務に関して5年以上の消防吏員としての実務経験 ・ 防火対象物点検資格者として5年以上の実務経験 ・ 甲種消防設備士として5年以上の実務経験 ・ 上記と同等以上の知識及び経験 <p>※ 正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程</p>
防火設備検査員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学※卒業後、防火設備に関して2年以上の実務経験 ・ 短期大学（修業年限3年）※卒業後、防火設備に関して3年以上の実務経験 ・ 短期大学（上記以外）又は高等専門学校※卒業後、防火設備に関して4年以上の実務経験 ・ 高等学校又は中等教育学校※卒業後、防火設備に関して7年以上の実務経験 ・ 防火設備に関して11年以上の実務経験 ・ 建築行政（防火設備に関するもの）に関して2年以上の実務経験 ・ 火災予防業務に関して5年以上の消防吏員としての実務経験 ・ 消防設備点検資格者として5年以上の実務経験 ・ 甲種消防設備士又は乙種消防設備士として5年以上の実務経験 ・ 上記と同等以上の知識及び経験 <p>※ 正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程</p>

現行どおり

新設

受講資格について②

受講要件

昇降機検査員

- ・ 大学※卒業後、昇降機・遊戯施設に関して2年以上の実務経験
- ・ 短期大学（修業年限3年）※卒業後、昇降機・遊戯施設に関して3年以上の実務経験
- ・ 短期大学（上記以外）又は高等専門学校※卒業後、昇降機・遊戯施設に関して4年以上の実務経験
- ・ 高等学校又は中等教育学校※卒業後、昇降機・遊戯施設に関して7年以上の実務経験
- ・ 昇降機・遊戯施設に関して11年以上の実務経験
- ・ 建築行政（昇降機・遊戯施設に関するもの）に関して2年以上の実務経験
- ・ 昇降機・遊戯施設に関する法令の施行に関して5年以上の実務経験
- ・ 上記と同等以上の知識及び経験

※ 正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程

現行どおり

建築設備検査員

- ・ 大学※卒業後、建築設備に関して2年以上の実務経験
- ・ 短期大学（修業年限3年）※卒業後、建築設備に関して3年以上の実務経験
- ・ 短期大学（上記以外）又は高等専門学校※卒業後、建築設備に関して4年以上の実務経験
- ・ 高等学校又は中等教育学校※卒業後、建築設備に関して7年以上の実務経験
- ・ 建築設備に関して11年以上の実務経験
- ・ 建築行政（建築設備に関するもの）に関して2年以上の実務経験
- ・ 建築設備士の資格
- ・ 上記と同等以上の知識及び経験

※ 正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程

現行どおり

登録建築物調査員講習	科 目		時 間
	学科講習	建築物定期調査制度総論	1 時間
		建築学概論	5 時間
		建築基準法令の構成と概要	1 時間
		建築物の維持保全	1 時間
		建築構造	4 時間
		防火・避難	6 時間
		その他事故防止	1 時間
		建築物調査業務基準	4 時間

現行どおり

登録防火設備検査員講習	科 目		時 間
	学科講習	防火設備定期検査制度総論	1 時間
		建築学概論※	2 時間
		防火設備に関する建築基準法令	1 時間
		防火設備概論（防火戸等に関するもの）※	2 時間
		防火設備概論（連動機構に関するもの）	1 時間
		防火設備に関する維持保全	1 時間
		防火設備定期検査業務基準	2 時間
実技講習	防火設備検査方法※	3 時間	

新設

※ 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により受講を免除

登録講習について②

登録昇降機等検査員講習	科目		時間
	学科講習	昇降機・遊戯施設定期検査制度総論	1時間
		建築学概論※	2時間
		昇降機・遊戯施設に関する電気工学	2時間
		昇降機・遊戯施設に関する機械工学	2時間
		昇降機・遊戯施設に関する建築基準法令	5時間
		昇降機・遊戯施設に関する維持保全	1時間
		昇降機概論	3時間
		遊戯施設概論	30分
昇降機・遊戯施設の検査標準		4時間	

現行どおり

登録建築設備検査員講習	科目		時間
	学科講習	建築設備定期検査制度総論※	1時間
		建築学概論※	2時間
		建築設備に関する建築基準法令※	3時間30分
		建築設備に関する維持保全	1時間30分
		建築設備の耐震規制、設計指針※	1時間30分
		換気、空気調和設備※	4時間30分
		排煙設備※	2時間
		電気設備※	2時間30分
		給排水衛生設備※	2時間30分
		建築設備定期検査業務基準	2時間30分

現行どおり

※ 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により受講を免除

資格者証の申請等について

1. 申請先

国土交通大臣（管轄の地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局）

2. 申請書類

- ①申請書
- ②氏名及び生年月日を証明する書類（住民票抄本など）
- ③成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ④登録講習の修了証明書又は、法第12条の2第1項第2号若しくは法第12条の3第3項第2号の規定による認定を受けたことを証する書類（※）

※旧資格者（旧講習の修了者等、従来、調査・検査資格者であった者をいう。）については、「法第12条の2第1項第2号若しくは法第12条の3第3項第2号の規定による認定を受けたことを証する書類」の代わりに、「旧資格者であることを証する書類（旧講習の修了証明書等）」を添付すること。

3. 返 納

- ・返納命令書の交付を受けた時（交付の日から10日以内）
- ・死亡した時（遅滞なく親族等により返納）
- ・失踪宣告を受けた時（遅滞なく親族等により返納）

【参考】今後のスケジュール(H27.9.14末時点の案)

